

## 浄化槽保守点検条例改正等Q&A

番号	分類	質問内容	回答
1	条例の適用	条例改正の内容はいつから適用されるのか。	令和3年4月1日から適用されます。
2		条例改正は県内では共通なのか。	県及び保健所設置市（名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市）で条例の改正内容等が異なります。そのため、個別に条例の内容を確認していただく必要があります。
3		県と市との条例改正の違いは何か。	県との条例の主な違いは優良認定制度の有無となっており、豊橋市では優良認定制度がありません。また、県条例は本市では適用されません。
4	浄化槽管理士の研修会	浄化槽管理士の研修会はどこで受講すればよいのか。	愛知県が主催する浄化槽管理士の研修会にご参加ください。研修会の日程等については、以下の愛知県のホームページをご参照ください。 愛知県環境局webページ内の 「あいちの環境→「浄化槽管理士研修会について」 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiji/jyoukasou-kensyu.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiji/jyoukasou-kensyu.html</a>
5		会社に所属するすべての浄化槽管理士の研修会の受講が必要となるのか。または、豊橋市内で保守点検業務を行う浄化槽管理士のみの受講で良いのか。	本市に登録された営業所に所属するすべての浄化槽管理士の研修会の受講が必要となります。
6		浄化槽保守点検業の更新登録を行う際に、愛知県での研修会の修了証の写しの添付は必要になるのか。	原則として、添付をしていただくことを想定しています。
7		豊橋市での浄化槽管理士の研修会の開催はないのか。	現状での開催予定はありません。お手数ですが、愛知県の研修会をご利用ください。
8	浄化槽管理士の専任	豊橋市以外の市町村で保守点検業務を行う浄化槽管理士が豊橋市内で業務を行うことは可能であるか。	営業所で専任であれば（その営業所にのみ在籍しており、営業所を兼務していない）、業務を行うことができます。ただし、その場合でも、県又は各保健所設置市の浄化槽保守点検業の登録が必要となります。
9		浄化槽の清掃時期及び法定検査の時期の通知について、保守点検の都度通知が必要となるのか。	清掃すべき時期又は法定検査を受検すべき時期の直前の保守点検のタイミングで通知を行っていただければ問題ありません。ただし、清掃すべき時期又は法定点検を受検すべき時期を経過した後も清掃又は法定検査を受けていない場合は、継続した通知が必要となります。
10		保守点検業者と清掃業者が同一の場合に、清掃すべき時期について通知は必要とあるのか。	清掃業者への通知は必要ありませんが、浄化槽管理者への通知は必要になります。
11		通知を行わなかった場合の罰則等はあるのか。	通知等を行わなかった場合の直罰はありませんが、通知を行わないことに対する行政指導の対象となります。また、通知を行わないことにより浄化槽の適正な維持管理がされず生活環境保全及び公衆衛生上必要があると認められるときは、浄化槽保守点検業者や浄化槽管理者に対して、勧告を行うことがあります。

12		通知の控えをどの程度の期間保管すればよいか。	保管期間に関しての定めは特にありませんが、原則として3年間保管してください。
13	浄化槽の清掃時期の通知	浄化槽の清掃を2週間に1回の頻度で行っている場合などでは、清掃の都度管理者への通知が必要となるのか。	原則として、毎回通知が必要ですが、清掃を月1回以上の頻度で定期的に行っている場合は、契約年度初回に通知するとともに、別紙で当該年度の清掃予定日を記載した書類を発行し、浄化槽管理者に当該内容で通知を省略することについて合意を得ることも対応できます。また、清掃の実施回数が月1回未満である場合は、清掃実施時期の直前の保守点検の際、毎回通知することが必要となります。
14		清掃業者に確認後、浄化槽管理者に連絡をしているケースもあり、今回の変更で清掃業務等の実施に関する料金のトラブルが発生すると考えるが、その場合でも通知は必要となるのか。	浄化槽の清掃は浄化槽管理者と清掃業者との契約に基づくものであり、最終的な判断は浄化槽管理者にあります。そのため、浄化槽の清掃に係る通知は清掃業者と浄化槽管理者と連絡を適切にとれるような状況にするため、必要となります。
15		毎年1回の清掃を行ってもらっている浄化槽管理者に通知をする意味合いはなく、混乱の原因となると考えるが、通知は必要なのか。	浄化槽管理者として、浄化槽の理解を深めることや適正な維持管理を行う意味での啓発に効果があると考えられるため、通知は必要となります。
16		浄化槽の使用頻度が低く、2年間に1回の清掃で対応している浄化槽管理者も存在するが、その場合でも清掃時期の通知は必要となるか。	法律上は原則として年1回の清掃を行うこととなっているため、通知が必要となります。
17	浄化槽の水質検査（法定検査）時期の通知	法定検査の時期を通知する場合に、時期を把握する手段がないが、指定検査機関等から情報提供があるのか。	現状での情報提供は想定していないため、現地で確認することで対応をお願いします。
18		浄化槽管理者から法定検査に関する質問があった場合の対応はどうすればよいか。	市役所廃棄物対策課（0532-51-2410）又は指定検査機関である一般財団法人中部微生物研究所（0533-76-2228）までご連絡ください。
19	再委託の禁止	保守点検実施状況報告書の記載は元請業者又は下請け業者のいずれが行うのか。	元請業者が行うこととなります。
20		下請業者として実施する際、豊橋市に登録がない場合に業務を受託することはできるか？	本市に登録がない場合は、受託することができません。
21		下請業者として業務を実施し、自分の技術・人員等の範疇では対応が難しい事象（修繕業務など）が生じた場合は、他の業者の助け又は業務自体を他の業者に任せることは可能か？	浄化槽管理者から受託した保守点検業務の責任は、元請業者にあるため、元請業者に説明し、別の業者に改めて再委託してもらう必要があります。また、再委託を行う場合は、再委託の基準を遵守することが必要となります。なお、保守点検の業務の範疇を超える工事・修理業務はこの限りではありません。
22	特定既存単独処理浄化槽	浄化槽保守点検業務の中で、特定既存単独処理浄化槽を発見した場合にどのような対応を行えばよいか。	特定既存単独処理浄化槽の要件に該当する浄化槽を放置することで重大な支障が生ずる恐れがあるため、浄化槽管理者に連絡するとともに、本市にも連絡を行うこととなります。本市への連絡は直接お電話いただくか、月々ご提出いただく報告書にその旨をご記載ください。
23	台帳の顧客データ	顧客データを紙媒体でしか持っていない場合、パソコンに取り込んでPDFファイルで提出しても問題ないか。	問題ありません。
24	保守点検実績報告	今後の様式変更を行う場合、保守点検実績報告書の鏡は必要になるのか。	現段階で未確定であるため、様式が確定する4月以降に、改めてお示しします。
		実績報告書は自社独自のシステムで入力しているため、様式の変更があっても、すぐに対応が難しい可能性があるが、どのようにすればよいか。	現在、独自システムで入力する等の理由により新しい様式に変更することが難しい場合には、従来の様式にてご提出いただいても構いません。今後については、新しい様式にてデータ提出が可能な体制の整備を進めていただきますようお願いいたします。

25		保守点検実績報告書は提出は義務であるか。	豊橋市浄化槽指導要領の規定に基づき提出が義務づけられています。また、実績報告書は前月分のデータを翌月の15日までにご提出が必要となります。
26	浄化槽休止届	浄化槽の休止届出の提出先が県知事となっているが、提出先は愛知県となるのか。	豊橋市内の浄化槽の場合は、休止届は豊橋市に提出することとなります。様式の愛知県知事を豊橋市長に修正して利用してください。